

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きに係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年5月21日

支出負担行為担当官

北海道開発局釧路開発建設部長 村上 睦

1 業務概要

- (1) 業務名 一般国道44号 釧路町 別保尾幌 尾幌軟弱地盤解析業務
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、一般国道44号別保尾幌道路(別保～上別保)において、別途業務で得られた地質調査資料を基に軟弱地盤技術解析等を行い、盛土耐震性能を評価した上で対策工の検討を行うものである。

本業務の業務内容は「特記仕様書」によるが、主な業務内容は以下のとおりである。

軟弱地盤技術解析 N=1式

- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで
- (4) 本業務は、提出資料及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定主任技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (7) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月3日付国官技309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号)の試行業務である。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における令和7・8年度の業種区分「地質調査」に係る一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
- (3) 北海道開発局長から、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）
- (4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績
- (2) 業務の実施方針・実施フロー・工程表・その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
- (3) 特定テーマに関する技術提案

5 手続等

- (1) 担当部局

〒085-8551 北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎
北海道開発局釧路開発建設部 契約課 上席専門官（業務入札担当）
電話0154-24-7125（ダイヤルイン）

- (2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和8年5月21日（木）から令和8年6月22日（月）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から18時00分まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

- (3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和8年5月21日（木）9時00分から令和8年6月1日（月）12時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和8年6月1日（月）12時00分までに、上記5（1）へ、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することとし、電送によるものは受け付けない。

- (4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和8年6月23日（火）12時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和8年6月23日（火）12時00分までに、上記5（1）へ、持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）によることとし、電送によるものは受け付けない。

6 その他

- (1) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

- (2) 上記2(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない者も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (3) 詳細は説明書による。